

協議第10号

各種事務事業の取扱い（幼稚園関係）

各種事務事業の取扱い（幼稚園関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 6 - 2 各種事務事業の取扱い（幼稚園関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-6-2	各種事務事業の取扱い(幼稚園関係)	所 管	教育文化専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(公共的団体等)	現行のとおりとする。
2. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(補足) 現在石狩市には、市立幼稚園として「南線幼稚園」の1施設があるが、平成15年9月開催の第3回議会定例会において、当該施設は平成16年度末をもって廃止する条例が可決されたことから、本合併協議会では調整の対象としていない。

( 個 表 )

1. 関係団体(公共的団体等) (第7回現況調書192ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
関係団体	石狩市私立幼稚園振興会	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

2. 補助金等 (第7回現況調書192～193ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
私立幼稚園運営費等補助金	<p>石狩市私立幼稚園運営費等補助金 (内容)幼稚園教育の向上及び経営の健全性を高めることを目的とし、運営費等の一部を補助する。</p> <p>運営費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材費等補助対象経費の1/3(上限:50万円)を補助する</li> <li>水泳学習助成金</li> <li>・市民プールを利用した水泳学習を実施する幼稚園に施設使用料及び指導料を補助する</li> </ul> <p>障害児補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある就園児の保育のため、教諭本俸の一部を補助する</li> </ul>	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
私立幼稚園振興会補助金	<p>石狩市私立幼稚園振興会補助金 (内容)振興会が実施する幼稚園教職員の研修・研究費の一部を補助する 補助対象経費の1/2(上限:60万円)</p>	該当なし	該当なし	
私立幼稚園経営安定化資金貸付事業	<p>石狩市私立幼稚園経営安定化資金貸付事業 (内容)幼児園教育の推進と経営の安定化を目的に、指定する金融機関からの低利融資と、その融資に対する損失補償を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種別 運転資金、施設・設備資金</li> <li>・金額 4,000万円以内</li> <li>・期間 14年以内(据置1年)</li> <li>・利率 年利1.3%</li> </ul>	該当なし	該当なし	

( 2 . 補助金等つづき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
<p>幼稚園就園奨励費</p>	<p>石狩市幼稚園就園奨励費(私立幼稚園部分) (内容)園児の保護者で所得が低い者に対し支援する。 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 137,700 円</li> <li>・第2子 180,000 円</li> <li>・第3子以降 222,000 円</li> </ul> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 104,900 円</li> <li>・第2子 157,000 円</li> <li>・第3子以降 209,000 円</li> </ul> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が8,800 円以下となる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 80,400 円</li> <li>・第2子 141,000 円</li> <li>・第3子以降 200,000 円</li> </ul> <p>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が102,100 円以下となる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子 56,500 円</li> <li>・第2子 124,000 円</li> <li>・第3子以降 190,000 円</li> </ul> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割額を合算する。</li> <li>2.途中入園者の補助額は、通常の限度額×保育料の支払月数+3ヵ月÷15ヵ月とする。</li> <li>3.実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度額とする。</li> </ol>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>